

印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】の概要

第1章 印旛沼及び手賀沼の水質保全対策の状況

- 印旛沼及び手賀沼が昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域に指定され、県では、7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、総合的に対策を進めてきた。
- これまで、下水道整備等の水質の保全に資する事業や水質の保全のための規制その他の措置等を計画的に実施してきた結果、沼に流入する汚濁負荷量は着実に減少しているが、水質は横ばいの状況が続き、環境基準の達成には至っていない。
- このため、第8期湖沼水質保全計画を策定し、環境基準の達成に向けて、水質の改善を進め、水質目標の達成を目指すこととする。また、本計画では、これまで実施してきた対策に加え、新たな課題となっている外来水生植物対策の実施や、計画の目標に親水性の評価を加えることを検討するなど、総合的な水環境保全に取り組んでいく。

第2章 印旛沼及び手賀沼の水質保全に関する方針

1 計画期間

令和3年度から7年度までの5年間

2 計画期間に達成すべき目標値

水質目標値 (mg/L)

項目		印旛沼			手賀沼		
		R7年度 目標値	R2年度 現況値	環境基準	R7年度 目標値	R2年度 現況値	環境基準
COD	75%値	12	12	3以下	9.0	11	5以下
	(参考値) 年平均値	10	10	—	7.7	10	—
全窒素	年平均値	2.3	3.0	0.4以下	2.0	2.3	1以下
全りん	年平均値	0.12	0.14	0.03以下	0.12	0.17	0.1以下

汚濁負荷量目標値 (kg/日)

項目	印旛沼				手賀沼			
	R7年度 目標値	内 訳			R7年度 目標値	内 訳		
		生活系	産業系	面源系		生活系	産業系	面源系
COD	7,127 (7,278)	923 (1,003)	370 (373)	5,834 (5,902)	2,719 (2,782)	471 (564)	206 (210)	2,041 (2,007)
全窒素	3,110 (3,147)	644 (673)	261 (264)	2,205 (2,210)	1,061 (1,140)	348 (416)	95 (100)	618 (624)
全りん	278.2 (283.5)	90.1 (94.4)	69.6 (69.5)	118.5 (119.6)	107.2 (113.3)	48.5 (54.5)	17.9 (18.6)	40.7 (40.1)

() 内は令和2年度における現況値を示したもの。

3 長期ビジョンとその実現に向けた道筋

印旛沼	「恵みの沼をふたたび」という基本理念のもと、水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかな印旛沼流域」を再生することを目指す。
手賀沼	水質改善・水量回復・生物生息環境の保全、人と水とのかかわりあいの強化の視点から、かつて手賀沼とその流域にあった美しく穏やかな環境を再生するとともに、環境基準を達成することを目指す。

4 第8期湖沼計画での水質保全施策の方向性

さらなる窒素及びりん削減と内部生産の抑制策の検討	・流入汚濁負荷量の削減 ・水生植物の刈取り等による直接浄化対策 ・内部生産の抑制策の検討
生物の生息環境の保全	・外来水生植物の駆除 ・生物の生息環境の保全に関する指標
目指すべき沼の将来像の明確化	・親水性を評価するための指標の設定 ・長期ビジョンの見直しに向けた検討

第3章 印旛沼及び手賀沼の水質保全に向けた取組

1 湖沼の水質の保全に資する事業

下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備のように主として特定の汚染源からの汚濁負荷の削減に資する事業のほか、水生植物の刈取りや浄化用水の導入等のように水質の直接的な浄化に資する事業を実施する。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 下水道の整備 | ② 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 |
| ③ 農業集落排水施設の整備（印旛沼） | ④ し尿処理施設による処理 |
| ⑤ 生活雑排水等処理施設の整備促進 | ⑥ 家畜排せつ物処理施設の整備促進 |
| ⑦ 廃棄物処理施設による処理 | ⑧ 流入河川等の浄化対策 |
| ⑨ 沼の直接浄化対策 | |

2 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び浄化槽法等による規制・指導のほか、補助等による事業の推進や啓発を実施する。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 工場事業場排水対策 | ② 生活排水対策 |
| ③ 畜産に係る汚濁負荷対策 | ④ 漁業に係る汚濁負荷対策 |
| ⑤ 流出水対策 | ⑥ 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 |
| ⑦ 地下水利用の適正化 | ⑧ 土砂等の埋め立て等の適正化 |
| ⑨ 廃棄物の不法投棄の防止 | |

3 その他水質保全のために必要な措置

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 植物プランクトンの増加抑制策の検討 | ② 面源系由来の汚濁負荷の実態調査 |
| ③ グリーンインフラの活用による水質浄化対策 | ④ 水質浄化技術に係る調査 |
| ⑤ 生物の生息環境の保全に関する指標の検討 | ⑥ 親水性を評価するための指標の設定 |
| ⑦ 長期ビジョンの見直しに向けた検討 | ⑧ 公共用水域の水質の監視 |
| ⑨ 放射性物質への対応 | ⑩ 環境学習の推進 |
| ⑪ 協議会における啓発活動等の推進 | など |

第4章 流出水対策推進計画（印旛沼：鹿島川流域 手賀沼：大津川流域）

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

沼への汚濁負荷の割合が大きい流域を、流出水対策地区に指定し、重点的な対策の実施により、汚濁負荷の一層の削減を図る。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

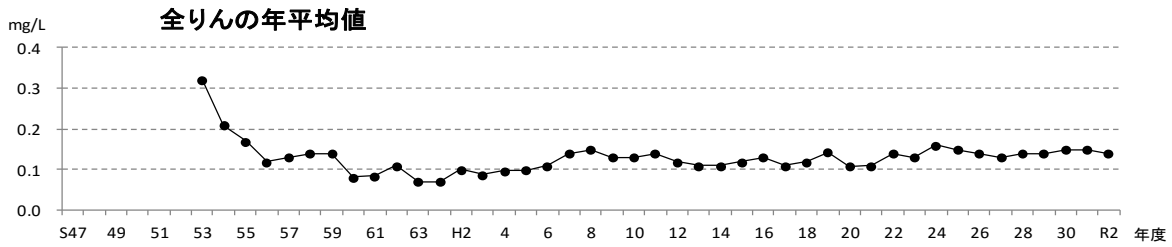
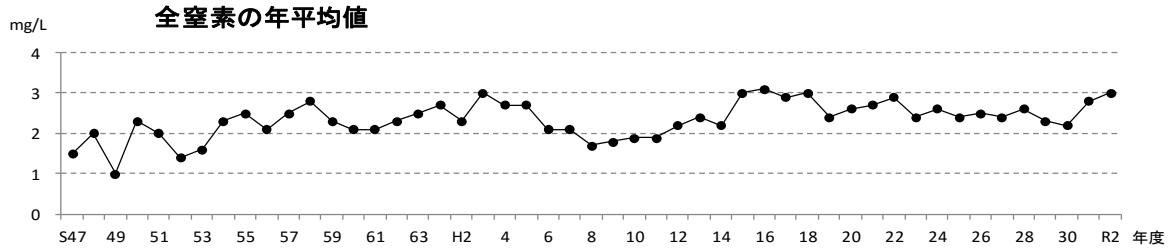
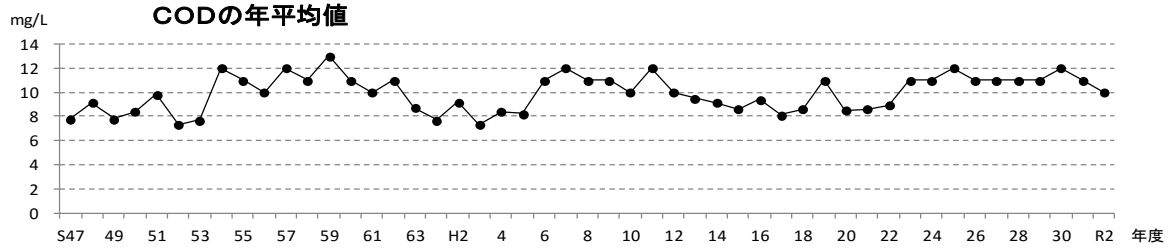
市街地対策として、排水路に流れ込む雨水の量を抑制させるための雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等を実施するほか、農地対策として、ちばエコ農業、エコファーマー等環境への負荷を軽減する農業を推進する。

3 流出水対策に係る啓発に関すること

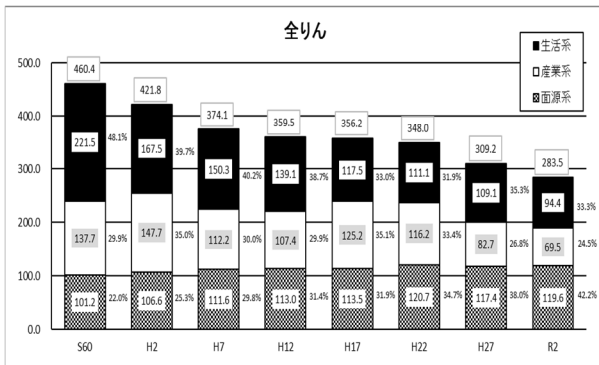
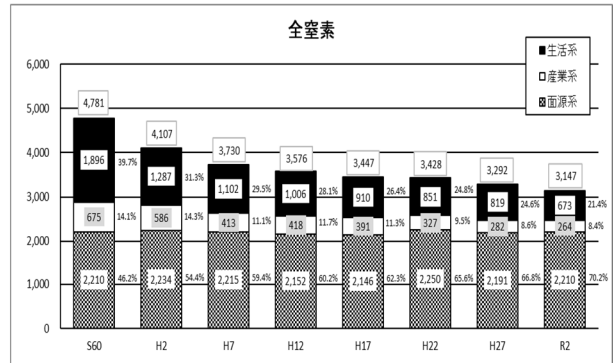
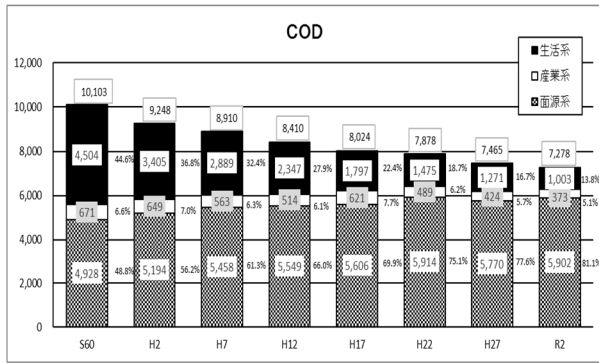
各種対策が流出水対策地区の関係者の協力により効果的に実施されるよう、パンフレットやホームページによる広報や啓発に努める。

<印旛沼>

水質の経年変化

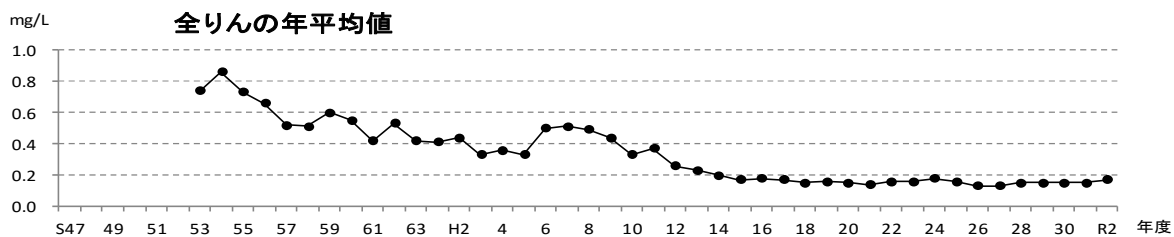
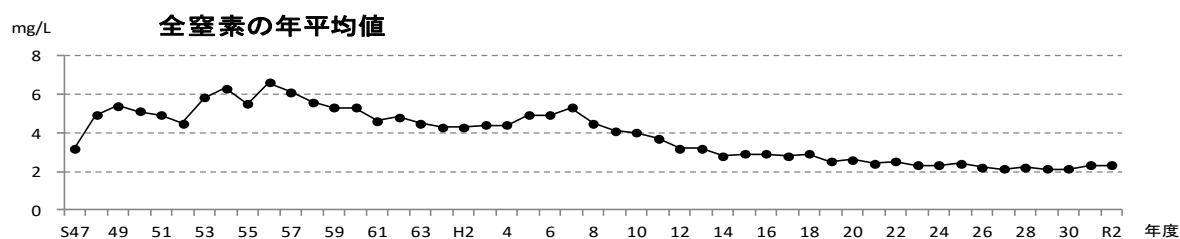
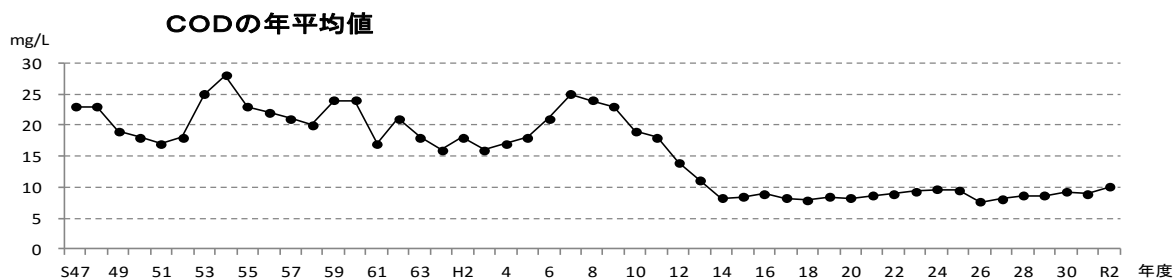


発生源別汚濁負荷量の推移



<手賀沼>

水質の経年変化



発生源別汚濁負荷量の推移

